

ども我志あり、詞にあらはしがたし、と語りければ妻のいはく、世の變はいかなる人もはかるべからず、かく成はてたりとも、更に悲しむべきにあらず、妻は夫に從ふ道とこそ聞て候へ、其御志を承らばやといふ、勝永云、我武名を傳へて、數世に及びぬるに、かく沈み果なん事、口惜き事なり、命を秀頼公に奉りてんと思へども、我爰に忍び出なば、憂がうへにも、猶うき事や、御身の上に添らんと、泪を落しけるに、妻つくぐと聞て、打笑ひ、弓箭取の妻となりて、いかでかかゝる事をおそれなんや、はや此曉船に乗て、武名を潔くし給へ、君のため、家の悦び、何事がこれにしかん、わらばが事な思ひ給ひそ、いかにもなり給ひたらば、此島の波に沈み候べし、運命めでたく、頓て逢奉らん、急ぎ給へといひければ、勝永悅んで、小舟に取乗、大坂に到り、籠城しけり、其後山内對馬守より豊前が妻を、固くいましめおき、かくと告られしかば、東照宮聞し召勇士たる者の志、感賞すべき事なり、豊前が妻、罪する事有べからずと、懇に仰有ければ、豊前が妻、大坂の城中に入けるとぞ、
〔常山紀談二十三〕奥平の長臣奥平源八、一に父の讐同姓隼人を討しに、相與せる士多し、源八幼くして奥平の家を立去しに、一味の面々も皆立去て、源八が成長を待居ける、其中に一人の士妻は稻葉丹後守正通の家の士の女にて有けるが、父のもとに預け置しに頓て讐討べきに及びて、妻のもとに行て、存る旨のあれば離別するなり、いづ方にも嫁し候ひて、親の苦勞に成給はざれといひければ、彼妻聞て、年久敷隔なく過候ひしに、俄にかく仰候は、定めて故有べし然らずして誠は亥かくの子細にて、讐をうつに組したれば、其時は討死するか、又は公の咎によりて殺さる、か、二ツの間に有べし、御身は年若き人の、我死後に艱難すべければ、いたはしくてかくの如くいひつる也と語りければ、彼妻もとゆひの際より、髪をふつときり、讐打すまし給うて相見ゆるまで、此髪いろひ申さじと誓言して、別れけるとなり、其後讐討おほせて、彼士も散々に働き、